

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第2回）議事要旨

日時：2018年10月29日（月曜日）

場所：経済産業省本館地下2階 講堂

出席者

<委員>

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、橘川委員、草薙委員、武田委員、二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

<オブザーバー>

石油連盟 押尾常務理事、東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役、
一般社団法人日本ガス協会 多田常務理事、国際石油開発帝石株式会社 戸出国内エ
ネルギー事業本部ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー、石油資源開発株式
会社 中島経営企画部長

<経済産業省>

村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、下堀ガス市場整備室長、
木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

議題

1. 今後の議論の進め方について
2. 一括受ガスに関する検討について
3. 熱量バンド制に関する検討について

議事概要

<今後の議論の進め方について>

○事務局より資料3の説明

- ・ 今後の議論の進め方は賛成。LNG基地の第三者利用については、20万k1の引下げの問題を新たな制度設計として早い段階で議論するのが良いが、例えば安定供給のための基地増強のような議論も重要。全事業者が供給安定のために同じ責任を負う新しい同時同量制度の下で、新規参入の拡大、新規参入者のシェア拡大が理想。必ずしも第三者利用の議論に限定せず、そもそもインフラ形成のあり方についても議論することが非常に重要。
- ・ 進め方について異論はない。卸供給の追加的な促進策をどうしていくかについては、目的と手段を明確に意識した上で議論すべき。卸供給活性化の観点では小売への新規参入をどうやって進めていくかという問題と、第1グループと第3グループ

の間にみられる卸供給先の固定の問題をどのように解消していくか、大きく分けて2つある。この目的がいずれかによって、達成すべき手段・方策が異なるのではないか。

例えば、現行の制度でワンタッチ卸がある。これは、新規参入促進という観点でみると、卸供給活性化の一つの方策だが、他方で卸供給先の固定の問題に対する解決にはならない。今回、早期に結論を得ることを目指すとされているのは、規制改革会議のところでガス小売市場の競争促進のためと記載されており、まさに本日説明があった新規参入者の数が限定的といった問題や一部の地域でスイッチングが進展していない、競争限定的であるという問題を解決していくことが重要。

したがって新規参入者の参入促進策、あるいは卸供給の追加的な施策といった観点から新規参入をどのように拡大していくか、費用対効果が高い施策があるのではないか、という観点を意識しながらの議論が重要。

- ・ スイッチングの地域間格差が大きい点が気になる。二重の付度が効いているのではないか。一つは、本当は一番スイッチングが起こると想定される関東が近畿より進展していない点。電力との違いは都市ガス会社間で越境が不活発なこと。ようやくCDエナジーダイレクトが関東に越境してきたが遅すぎる。越境が活発でないことが1つの大きな問題で、ガス会社間の付度みたいなものがあるのではないか。

2つ目は中国・四国、東北、九州の一部において、第2グループ、第3グループの地域最大のガス会社が電力会社との関係で付度している点。ガス会社が電力市場に進出した場合、仕返しが怖いという論理が働き、本来電力会社がガス市場に参入しておかしくないのに参入していない。ここにも一つの付度があるのではないか。

消費者からはセットメニューの要望が多いようだが、都市ガス会社では電力料金は自由料金、ガス料金は規制料金の組み合わせになっていることもあるが、将来的には両方自由料金になるまで競争が進まないといけな。本ワーキンググループの担当ではないかもしれないが、深掘りした議論を様々な会議で行ってほしい。

- ・ 事務局の整理はとても合理的でこの通り進めていただきたい。

巨大なオイルメジャーとの交渉や、バイイングパワーが大変重要な問題なのは間違いないが、これを口実にして改革が停滞しないよう願っている。過去に圧倒的なLNG購入量のシェアを持っていた際、合理的な値段や契約条項で購入できていたのか。かつてどのような悲惨なことが起こっていたのかきちんと理解した上で議論する必要がある。一方で、このような状況変化のもとで各事業者が努力することに対し、制度改革が邪魔をすることがないようにすべき。

LNG基地の利用拡大は、やるべきことで早急に議論することは重要ではあるが、一方で期待をかけ過ぎないことも重要。基本的に、貸すために作ることを要求するものではなく、余剰の範囲・余力の範囲での利用を要求している。事業者は、余力がなく最も合理的に事業を運営するため、需要家の脱落による余力は当然あり得るが、恒常的に余力があることは一般的に期待できない。したがって余力だけをあてにした新規参入は、基本的に持続的でない。資料にも正しく記載されている

が、ある種の卸取引の活性化とセットでないと効果を上げられない可能性が十分ある。LNG基地の第三者利用拡大の議論だけ先行しても良いが、相対取引も含めた卸市場の整理も同じくらい重要。

電力の一括受電について、ガスと電気の制度が違うのは当然で、電気と同様の制度がガスにも当然に制度化されることにはならない。一方で、電気とガスの制度がアンバランス、あるいは既に事実上一括受ガスと近いような形態のビル等があるのではないかとの議論において、制度を揃えるために一括受電も廃止しようといった、前進ではなく後退によって制度を揃えるのは規制改革の要望に対して喧嘩を売るといったような状況になるため、そのような方向に進まないよう願っている。

- 昨年4月の小売全面自由化の開始に合わせ、主として競争環境整備の視点から、様々な制度が措置された。都市ガス業界としても、新制度を踏まえた競争環境整備に着実に対応し、制度移行に関して円滑に実施できるよう努めた。

先日の制度設計専門会合では、LNG基地の第三者利用促進に向けたガイドラインの見直し内容が提示されたが、業界としてもガイドラインの正式な改正を待たずして、できることから速やかに対応するよう促してまいりたい。

小売全面自由化から既に1年以上が経過し、新規参入者がガス卸とサービスを組み合わせた独自のプラットフォームを作り、それを活用して様々な小売事業者が参入する動きが具体化している。都市ガスの参入エリア拡大を計画する新規参入者がいることも報道されており、今後、都市ガスの小売競争が本格化していくと想定。

一方、スイッチングが発生していない地域が一部にある。ただし、こうした地域では、高齢化、少子化、人口減少等の多くの課題を抱えているのも事実。現在、政府が中心となって地方創生の取組を進めている中、都市ガス業界では例えば青森県の弘前ガスが「移住促進割引」を導入するなど地域を元気にするような料金やサービスメニューを考え地域貢献している。

オール電化やLPガス、灯油等の他燃料との激しい競合にさらされていることも理解いただきたい。今後、議論を進めていただく際には、このような取組や、ガスシステム改革の目的、顧客にとってのメリット、デメリットなどを十分に踏まえ検討いただきたい。

- 規制改革実施計画で提示された通り、ガス卸供給の促進に関しては、卸市場における支配的事業者等による卸供給を促進することが重要と考えている。
- この会議の目的である競争活性化の意味では、未だ新規参入がない地方において競争が起きるかどうかも重要だが、現状として競争が起きる条件は整にくいのであれば、その中で消費者に値上げ等のしわ寄せが行かないことを制度的にどう担保するか是非ご検討いただきたい。

また、都市部で競争が起きているように見えるが、大口部門におけるスイッチングのしわ寄せが小口の消費者に来ているのではないかと。競争活性化は大事なことだが、その点も是非観点として持って議論を進めていただきたい。

- 資料3、4ページにあるような、時間軸に分けて論点ごとに議論を進める事務局案に賛成。加えてLNG燃料調達など上流分野における事業戦略に影響を及ぼす可能性のある論点については、海外企業との交渉、競合への影響、LNG調達における足下の環境変化など、広い世界を俯瞰した議論が展開されることが望ましい。
- 現状のインフラの範囲内で競合している限りガスの利用拡大には繋がらない。事務局から提起された課題も重要だと思うが、まだ本土の6%程度しかパイプラインは整備されていない。パイプラインを延伸していくインフラ投資の考え方は、エネルギー基本計画の中でガスシフトが謳われており、だからといって自動的にというわけでないのは前回WGにおける意見の中でも記載されている通りだが、補助により延伸していくのではなく、市場原理の中でパイプラインを延伸していくこともあると思う。ただ、再生可能エネルギーが経済的にも主力電源化を目指していくとエネルギー基本計画に記載してあるため、調整用電源として低炭素型、あるいはメタネーションのような脱炭素型で、パイプラインを延伸することで調整電源にもなり得る。

そのため、パイプラインを延伸していくことに対する議論も、一応ガスシステム改革の目的の「4. 天然ガス利用方法の拡大」に、導管網の新規整備、潜在的なニーズを引き出すサービス等々が資料3の5ページに記載されている。是非、その観点も重要視する必要がある。規制だけで、あるいは市場の創生や基地開放だけでは、本格的なガスシステムへの拡大に繋がらない。

<一括受ガス>

- 事務局より資料4の説明
- 関西電力株式会社より資料5の説明

- 商業施設等において会計主体毎に契約を締結すべきところ、契約を総合化しているケースはある。このような契約は多くの場合、建物竣工時点ではメーターなどの設備の設置状況と契約主体の状況は一致しており適切な状態であったものの、その後顧客の事情により会計主体に変更があり事後的にあるべき契約形態でなくなったものと認識。例えば、百貨店において当初は全て同一法人の運営であり「1会計主体1契約」であったところ、その後、一部の区画に資本関係のない法人がテナントとして入り、「複数会計主体1契約」の状態となっているケースが挙げられる。

現在、契約の是正について、経済産業省から事業者へ是正を求める事務連絡が発出されており、各事業者が需要家の設備改修機会などを捉えて着実に対応を進めていると認識。是正のためには、顧客の配管やメーターなどの設備改修をお願いする場合があります。建物の物理的な制約や費用負担上の制約から、改修時期や予算の調整に時間を要する場合がありますが早期の是正に努力したい。

製造設備のある払出エリアへの振替供給については、昨年11月の制度設計専門会合で、電力大手3社が課題提起されたものと基本的に同様と認識。委員からは個別例として柔軟に対応していく方向でコメントがあったと記憶しており、詳細は承知していないが関西では実際に既存事業者との間で協議が進められていると認識。

- 資料4について、事務局が挙げた論点はいずれも重要で、丁寧な議論が今後必要。かねてより百貨店やショッピングモールで、直営テナントであった店舗が会計主体の異なる施主となり結果として一括受ガスの状態になった建物がある。こうした建物については是正に取り組んでいるとのことで、その努力は評価したい。一方で一括受ガスの実態が未だに残っている背景には、それなりの困難さがあると思われる。今後もさらに是正努力を要請するのか、制度改正によって旧一般ガス事業者を負担から解放するのか、コストベネフィットの観点も踏まえてどちらが良いか議論するのが一つの論点。資料5の11ページは、どちらかで制度を決めれば良いものと理解した。

資料5の4ページに記載されているように、自社設備からの供給を確実にするための設備増強は、事業者として必要なプロセス。複数の箇所に熱量設備を設置するのは望ましい。また、消費量を上回る熱量設備を設置する努力も望ましいが、当該設備が完成するまでは様々な過渡的措置を講じるべき点があるため、可能な限り丁寧にみるべき。

資料5の5ページ、振替供給自体は、新規参入者に払出エリア毎の製造設備建設を厳格に求めているのは、小売の活発な競争が進まない点を踏まえ措置されたもの。関西電力は既に複数箇所に自前の製造拠点を保有しており、議論の前提が異なるとの指摘はその通りである。製造設備が設置されている払出エリアでの振替供給については、議論されていない状態と認識。この方式は、新規参入者からみるとメリットのある方策の一つだが、振替供給コストは当面の間一般負担とされており、全ての需要家が広く負担することになる。そのため、受益者と負担者が一致しない点も考慮する必要がある。何か月もかかる設備増強工事の間ずっと振替供給を行うのではなく、工事期間中において注入遮断により振替供給が必要なのは数日間であるため、設備拡充は公益にかなう点も踏まえると、一般負担とする考え方も十分成立する。ただ、振替供給期間も念頭に置いた多面的な議論が必要で丁寧な評価が必要。

資料5の9ページの託送料金の低減について、低減余地が1割弱あることも重要だが、一括受ガスになった場合の託送料金負担の公平性も解決しなければならない。一括受ガスを受けるマンションでは大幅な託送料金の低減が図られる。低減分は一括受ガスではないマンションや戸建住宅などにしわ寄せが行くので、両者に不公平な状態が生じる。これを調整する必要がある。託送料金の負担は消費者が公平であるべきであり、原則を維持しつつ、どのようにこの問題を解消していくかが一番重要。

- 一括受ガスは、ガスシステム改革の目的の一つである利用者メニューの多様化と事業機会の拡大の観点で重要。電気における一括受電は既に認められており、多く

の顧客が一括受電を選択しているという実態がある。さらに、一括受電を専門的に
行い、事業展開を図っている会社もある。東京エナジーアライアンス等を通じて一
括受ガスの制度は認められないのかとの話をいただいております、ニーズはあると認
識。

一方、一括受ガスの制度化に幾つかの論点があることも認識。特に今までの議論
では資料4の4ページにあるように、一括受ガス事業は受ガス実態がないと整理さ
れ、認められないとされた。一方、資料3の2ページに記載の通り、ガスの場合は
電気と違い、ワンタッチ卸を認めた経緯もある。この場合のワンタッチ卸の実態と
平仄がとれているのかという観点もある。また、保安等での問題も整理された。こ
れらも導管事業者の保安範囲を見直すことなどで対応できるのか、ぜひ前向きに検
討をお願いしたい。

今後の自由化の行く末を考えた際、イノベーションを誘発する芽を摘むことのな
いよう、是非、前向きな議論をお願いしたい。

- ・ 振替供給に関しては、ニーズは以前にも出ていたが改めて課題提起がなされた。
日本ガス協会からは、制度的な担保はなくても柔軟に対応するという発言があつた
が、ニーズが出てきたのはかなり前のことで、日本ガス協会が個社のことは承知し
ていないと発言するのは無責任な気がする。経営情報は明らかにできないのは理解
するが、会員企業の行動であるため、上手くいったという事例を把握し、むしろ適
切に対応していることをこのような場で発言していただきたい。

今回提起されているのは、短期間停止している期間だけ他社に供給を振り替える
という対応であるため、当然、時期も考えて対応するのだと思う。つまり、恒常的
な振替供給は設備的に非常に厳しいが、非需要期の短期間であれば対応可能であれ
ば特例的に認めるということ。恒常的に認めるわけではないことを担保した上で対
応するのであれば、相当に柔軟な対応ができると思う。この点については、今後、
結局は上手くいき、問題なかったという報告がこの後出てくることを期待してい
る。

一括受ガスに関して、事務局資料の論点例の価格競争促進効果については、ニー
ズはあるため、こういう手段を採り入れれば競争は当然起こり得るが、その際価格
が合理的な理由で引き下がるのかがポイントだと理解した。単なるクリームスキミ
ングだと変な話だが、本来は一括受ガスを実施する事業者が負担すべきコストを、
ネットワーク部門に押しつけた上で、その浮いたコスト分だけ値下げできるという
形態にならないか、また、実質的にコストの低下があり、クリームスキミングがな
かったとしても適切な競争になるのかをチェックしなければならないといった意図
ではないかと考える。この点は、しっかりと確認する必要がある。新規参入者が本
来負うべきコストをネットワーク部門に押しつけ、押しつけたにもかかわらず託送
料金が下がり、結局その負担は他のユーザーに回るといったことがあれば困る。そ
うではなく、合理的な理由があることを確認していく必要がある。ただ、それを超え
て本当に価格が下がるのかどうかは、正直、余計なお世話という気がしている。つ

まりニーズがあって競争する意識があるのだとすれば、その結果として3%下がるのか4%下がるのかについては、競争の結果。

論点2のスイッチング選択肢について、一括受電であれば10年や15年の契約が当然だという発想自体を寧ろ受け入れられない。本当に問題が無いかどうか別の審議会で議論すべき。

第一に、もしこの受電設備が、本来需要家が持つのがある意味で自然な姿で、マンションの管理組合が受電設備を持っている、あるいはメーターを持っているとすると、高圧一括受電事業者と一旦契約をした後で、契約を解約して個別の契約になった場合、この設備の償却ができなくなり、非常に困ることはあり得る。しかし高圧一括受電のA事業者からB事業者に変更するのは何の問題もないはずで、長期契約が当たり前ということは本来無いはず。仮に高圧一括受電業者がメーター等を含めてこの施設を保有しているとする、ガス市場でいうとLPガスで大きな問題になった無償配管ととてもよく似た構図になっていて、コストは自分たちが負担したのだからその後は長期間に渡って電気を買って当然だ、ガスを買って当然だというのは、本当に健全な状況といえるのか。一定の規律が必要という議論がもし素通りになっていたとするならば、寧ろ高圧一括受電の需要家保護を考えなければいけない。

さらに、これから検討する高圧一括受ガスで10年契約、15年契約は当たり前だなどと思われたら困る。まして一括受ガスで高圧一括受電の受電設備のような大きな設備が無い、あるいはメーターは基本的にネットワーク部門のメーターを使用することになるならば、そもそも長期契約は合理化されない。事業者が高圧一括受電と同様に、当然のように長期契約で囲い込めると思っているのだとすれば、そうではないことを制度設計を始めるにあたって、きちんと整理しておくべき。長期契約は当然であるなどという制度にすべきでない。

保安に関しては、関西電力の資料で、クリームスキミングを含めて問題になり得ると思っていたが、資料5の9ページを見ると、検針原価以外は対象になっていない。逆に言うと、メーターはネットワーク部門のものをそのまま使う前提になっている。したがって高圧一括受電とはかなり違う制度であるということ念頭に置かれているのではないか。つまり、高い圧力の託送料金が当然だというのではなく、メーターに関してネットワーク部門に依存するのであれば、その類のコストは当然託送料金として払うことが前提となっており、クリームスキミングをするつもりでは無く、ネットワーク部門にコストを押しつけながら、その分の安い託送料金ではなく、合理的な託送料金を払う覚悟のもとで出てきたのだと思う。その点に少し安心したが、一方で最初に資料を見た時は、このような整理もあり得るのかと思ったが、よく考えると物凄く難しい問題を提起していただいたのではないか。関西電力のプレゼン資料では、メーターはネットワーク部門が所有する前提で、検針は自分達で行うと言っている。これは、検針とメーターの設置を分離するという提案なので、一括受ガスに限った話ではない。普通の戸建てでも、検針は別の事業者が請け負って、その分だけ割引くということは原理的にあり得る。実際に水道事業では、水道事業者がメーターを所有し、ガス会社が検針を請け負っている事例があるが、

これは相当大きな問題で、このスタイルを行う場合は、整理しなければいけない問題が更に一つ増えたと思う。

例えば、電気に関しては、メーターの所有と検針を分けることは可能なのか、あるいは可能であったとしてネットワーク部門が検針しないということがあり得るのか。同時同量を考えて時に、ネットワーク部門が検針しないのは不自然な状況ではないか。一方で、ガスは数字を見て検針するだけ、同時同量はそのメーターを前提とすれば適用になっていないため、原理的にあり得るということは分かるが、今後メーター自体の仕組みが変わることで可能となるのか、望ましいのかどうか。こうした議論を始めなければいけないということで、相当に難しい問題を提起していただいたと思っている。従って、一括受ガスに関して、相当に難しいということを今回の提案でいただいた。いずれにせよ今回の提案では、メーターの設置や管理はネットワーク部門に任せるということなので、保安が大きな問題となることはなくなった。

一方で、今回関西電力の提案はこうだったが、一括受ガスを希望される事業者全てがこの形態なのかはヒアリングが必要。仮に同じ形態だとすると、保安の問題は大分解消したが、新たな問題が出てきたと感じている。

最後に一括受ガスに関して、先ほどから一括受ガスが事実上行われているということが出てきているが、本当にそのような整理でいいのか少し考える必要がある。例えば、電気で一戸建ての家があったとして、元々建てた時は需要家は当然そこに住んでいる人だけで、メーターが1個設置され1契約となる。仮にその家の部屋が空き、部屋を貸すことになったとして、その間借りている人に子メーターを設置して、電気代の精算を始めたというものにかなり近い形であり、一括受電とは大分違うのではないか。今回の一括受ガスでは、メーターはネットワークが管理することになったとすると、子メーターに当たる部分がないが、現在実態として行われているものが仮に子メーターに当たるものだとすると、本当に一括受ガスが実質上行われていると整理してもよいか考えていかなければならない。

- 一括受ガス制度が、プロパンガスにおける無償配管のような問題を都市ガスにおいても誘発するのではないか。無償配管問題とは、プロパンガスにおいて、事業者が屋内配管やガス機器設置を無償で行う代わりに、その事業者の継続的な利用を無理強いしたり、月々のガス利用料金の中に、その料金を明確にしないまま紛れ込ませて徴収を行う慣行である。後者においては、配管や機器の料金に相当する費用が消費者に明示されない点も問題であるが、中には、配管や機器の償却が終わった後も、上乘せ分が継続して請求され続けている事例もあると聞いている。

また、近年では、こうした慣行を悪用し、主に賃貸住宅において、オーナーやデベロッパーからの圧力により、プロパンガス事業者が建築費用の一部を肩代わりし、その費用を月々のガス料金から回収している事例があるのではないかとこの点も指摘されている。この場合は、ガス配管のみならず、シャワートイレやエアコンなど室内設備の設置、ひどい場合には、エレベーター設置費用をガス事業者が負担

するという事例もある。経済産業省でも問題視されており、プロパンガスの集合住宅等における実態について調査中であることを承知している。

都市ガスにおいては、既に大半の事業者で料金規制が解除されており、プロパンガス事業者との競合もこれまで言われてきたこと。この中で、競争上の観点等から、無償配管問題のような事態、慣行が都市ガスにも広がってしまうのではないかとということが大変懸念している。また、規制改革推進会議では、敷地内保安や内管保安の自由化についても言及されていた。無償配管問題のような問題が起きないようにできるのか、あるいはそのためにはどうしたらいいのかしっかりと検証していただきたい。

ガスにおいては、保安上の懸念はどうしても電気以上に大きいものである点は考慮すべき。契約が一括となった場合、個々の消費者は契約当事者にはならず、管理組合等を通して、小売事業者とやりとりする構造になる。そのとき建物内配管やメーター等の管理はどのように行うのか、閉栓・開栓の手続は、どのようなルールとすべきかなど、整備すべき点が色々ある。また、特にガス漏れのような非常時の連絡や対応が迅速に行えるか、災害時の復旧に支障はないかも安全面を重視しながら検証すべき。

一括受電や一括受ガス、または通信など、マンション等においてインフラを一括で契約する制度全体について、何らかルールを定める必要があるのではないかと。事業者としては効率良く営業ができるかもしれないが、一方で個々の消費者にとっては選択権がない、非常に長期の契約を前提としているといった点について留意が必要。特に賃貸住宅の場合は、借りの段階でこの点を理解しておく必要があるが、現状ではそういったことを知り得るよう担保となっている制度はないのではないかと。

プロパンガスにおいては、賃貸契約時にガス販売事業者を伝えるよう国土交通省から通知されていると聞いているが、運用状況や実効性という点も検証いただきたい。その上でインフラの一括契約の場合について、例えば賃貸契約の重要事項説明の必須項目にするといった対応も必要かもしれない。こうなると経済産業省だけの施策では収まらないかとは思いますが、例えばそういったこと（インフラの一括契約の場合について、例えば賃貸契約の重要事項説明の必須項目にするといった対応）も必要になるのではないかと。

個々の消費者に選択する余地がないとか、或いはその選択が極端に限られているという状態は、一時的にガス料金が下がってメリットがあるように見えたとしても、中長期的にみると不利益をもたらすこともあるのではないかと懸念している。また、こういった一種の囲い込み営業が競争の促進になるのか、スイッチング阻害となる影響の方が大きいのか、この点について是非検証していただきたい。

プロパンガス業界の体質について、資源エネルギー庁の審議会で、ガス事業者自身がコメントされていることがある。プロパンガス業界の体質について「消費者から選ばれるのではなく、建築会社から供給先の顧客を獲得する」、「消費者には会社を選ばせない」、「安値の売り込み価格に近づけた料金で引き留める」、「料金を非公開にすることにより経営の安定を図る」、と書かれている。この言葉の意味することを、今回関係する全ての事業者、制度設計に関わる皆様に、正面から受けとめてい

ただきたい。電力、都市ガスの小売全面自由化が、消費者を置き去りにする業界体質に繋がることがあってはならないことを強く申し入れたい。

- 一括受ガスの論点例について、特に違和感はない。受ガス実態をどう考えるのかが一つの大きなポイントではないか。元々、受電実態があるかないかで、所謂ホワイトラベルの問題との差を電気事業制度の中で分けてきたので、受電実態、受ガス実態、受電設備を維持管理しているかどうか、実態の有無が電力とアナロジーに考えたとしても、少し違う部分があるのではないか。今回マンションへの供給ということだが、ガスの場合は低圧配管ということになると思うが、低圧の一括受ガスをどのように認めるのかというと、実は電力とアナロジーに考えたとしても、あまり理由がないというのが正直なところ。

その観点が一つ難しい問題を提起していると考えるのは、論点例①の価格競争促進効果のところ。本来負担すべき託送料金を負担しない形で安くするのは、クリームスキミングは認めないということかと思うが、電力の高圧一括受電と異なった形で、高圧受電によるメリットではなく、同じ低圧ということになるので、問題が難しくなっている。加えて、スイッチング選択肢について、先ほど電力の場合は投資を行っているという理由だとしても10年、15年でも合理的ではないのかといったご指摘があったが、他方で、ガスの場合、仮にこの低圧を認めた場合、長期契約の理由がなくなる。受電設備と受ガス設備がどこに何を見出すのかについて、逆にあえてつくり出すということも非常に不経済な話であり、アナロジーの観点で見ていった際、一括受ガスを認めるということには慎重な検討が必要。

- 低圧導管で引き込んでいることについて、電力とは違うビジネスモデルを議論する中で、受ガス実態は既に議論を続けてきたところだとは思いますが、この部分の理解をどう整理していくのかが気になっている。

スイッチングについて、一括受電の実態として10年以上の長期契約が締結されている。その原因が受電設備の減価償却の回収があると思うが、競争活性化という議論をしていく中で、一括受電や一括受ガスによって、活性化していく部分は確かにあるだろうが、囲い込みのような形になってしまうと、一方でスイッチングの障害や競争の障害といった面もある。電気の一括受電の10年という縛りがどこから生じてしまうのか整理が必要ではないか。低圧であれば長期契約の遠因は生じないのかもしれない。電力の先行した長期の契約のモデルがある中で、スイッチングの選択肢に既に含まれているのかもしれないが、今後整理していただいた上で議論したい。

- 原則は、供給から消費に至るまで安全が保障されることが非常に重要。一括受ガスを解禁すると、例えばマンションの場合、一般ガス導管事業者がメーターまでを保有し、メーターまでの保安は担保できる。このメリットは、事業者の経営合理性が担保できること、或いはガス供給事業者間の競争が促進されること。一方、安全性は自分たちで管理しなければならないことがデメリット。メリットは関西電力の

プレゼンの通り、一括受ガスの場合、託送料金が安くなること。しかし、託送料金は安くなるが、他のマンションや一般家庭にしわ寄せが行くかもしれない。メリットやデメリットがあるが、メリットは、託送料金が安くなり経済性あること、デメリットは、保安は自分で管理しなければならなくなること。もう1点、デメリットとして考えられるのが、スイッチングできる自由度がなくなること。一気通貫で供給から消費までの安全性をどう担保できるかを通して、今後の一括受ガスに対する考え方を整理すべき。

- 競争と需要家の選択肢確保という点について確認しておきたい。基本的な考え方は、競争を促進することで需要家の選択肢を拡大する、確保するということ。もし一括受ガスが、需要家の選択肢を制約することで競争を促進するという考え方になってしまうなら、一括受ガスの解禁は、手段が自己目的化して先ほど述べた基本的な考え方に反するため、この点は十分注意しなければならない。

需要家の選択肢の実質的確保というのは極めて重要だと思うが、事務局から提示があった需要家保護の観点についても、十分に議論を深める必要がある。

需要家の選択肢の実質的確保という観点から、仮に一括受ガス契約が認められるとして、どの程度の長期契約が想定されるのか、そして、その長期契約にどのような合理性があるのか、また、どの程度の長期契約ならば、競争政策上許容されるのか、という論点の他に、一括受ガス事業者間のスイッチングについて、一旦入ってしまった後の乗り換えの容易化等々の施策についても、十分検討、手当をした上で、この問題を考えるべき。

<熱量バンド制>

○事務局より資料6の説明

- 調査を実施する際のバンド幅について、40MJ～46MJ、42MJ～46MJの両方とも実施するという理解で良いか。(事務局からその通りと回答)

承知した。個人的には両方とも実施した方が良いと思う。

諸外国の状況について、バンド制に積極的な人と消極的な人の意見を聞くと、伝わってくる情報が全く異なっていて当惑している。諸外国調査の中立性の担保に留意していただき、調査後にご説明いただきたい。

- 熱量の低いガスが来たときに、本来上げたい温度まで上がるのか。例えば、ガラス業界や窯業業界においては、きちんと温度が上がらないと製品が製造できないのではないかと非常に心配するところ。

熱量計について、低い熱量ガスを導管から入れられると、その近くの地域は低熱量ガスが来ていて、その先の導管内のガスは次第に薄まっていくため、現在の45MJ程度になると思うが、本当に、どこに熱量計を設置して平等性を担保するのか。現時点では、ガスの供給地点で熱量計が設置されているが、平等性を考えた場合、より末端で平均値を計算しないとできない。その際、社会的インフラの費用と

して、どちらが高いのかを検討する必要がある。平等性の観点では、末端まで熱量計を設置して、平均的に計算すると請求も毎月変わっていく。社会的なインフラ費用負担から考えると、現状の日本ではしんどいのではないか。

前回、熱調設備が壊れたらと発言された委員もいたが、それは3.11のような非常事態であり、社会的には納得できるものではないか。

- ・ 熱量バンド制は、天然ガスの安定供給の確保に大きく寄与するものと考えている。現在、発電所向けガスは熱量調整していない。一方、ガス事業を行う場合、熱量調整をしていないガスでは、旧一般ガス事業者のパイプラインを利用できないため、熱量調整設備を建設しLPGを添加して託送を利用している。一方、大規模な工場等へは熱量調整しないガスを直接販売するという実態もある。生ガスは託送できないガスと整理されており、このような現状を踏まえ二重導管規制があるのが実態。また海外においてはガス田から直接パイプラインで送られており原則熱量調整は行われていない。韓国も標準熱量制から熱量バンド制に移行した。

このような海外の状況をしっかりと調査・検討いただき、現状の標準熱量制から熱量バンド制へ移行をお願いしたい。今後のLNGの軽質化対策にも寄与する。

また、熱量バンドの幅が広がり、電力会社の購入しているLNGの熱量幅になれば、電力のガス導管とガス会社のガス導管が熱量調整設備を介さずにつながる。災害時を含め天然ガスの安定供給に大きく寄与する。

その上で、今回事務局にご提示いただいた熱量の幅をもう少し広げるとともに、窒素、酸素、二酸化炭素などのその他のガスの許容範囲や付臭剤の統一についてもご検討いただきたい。

- ・ 是非、エビデンスをしっかりと重ねる調査をお願いしたい。

熱量バンド幅の調査対象の上限について47MJにすることができないか。13Aの都市ガスで46～47MJのガスを供給している事業者が結構存在している。プロパンガスやブタンガスなどを混入して熱量を上げたりするわけだが、時々、高熱量のLNGを輸入し、熱量を下げる必要があり窒素を入れたりすることがある。ヒアリングしたところ、燃料電池などで、窒素がたくさん入るとアンモニアが生成され悪影響が出るといった話も聞いている。

様々な調査をしていただくとの観点からも、何か理由があって46MJで区切られたのかと思うが、47MJまで上げることを検討いただきたい。

- ・ 事務局から提示のあった調査の実施内容に異論はない。その上で、作業上留意している2点について述べる。1点目は、供給先には資料6の5ページに例示されている以外の機器を使用し、熱量の安定性に対して非常に強いニーズを持っている最終需要家が存在するという事例がある。過去に、供給ガスの熱量が、計画外に卸先小売事業者の約款熱量の範囲内で、計画外に7%程度上昇したことで、水産練り製品の製造過程にて大量の商品が焦げて市場価値を喪失し、クレームになった事例があった。

弊社では国産天然ガスと輸入LNG気化ガスを両方扱っており、作業上の都合により、年に数回程度の頻度でネットワーク内で計画的な熱量変動が生じることがある。そうした際に、例えば新潟地域に多いが、せんべい等の焼き工程を持つ製菓会社などでは、弊社からの熱量の変動予告に応じ、職人が機器に張り付き、火力調整を行うなどの対応を実施している。そのため熱量変動に敏感な需要家の存在に留意した作業を行っているところ。

2点目は、弊社の幹線オペレーションに関する留意点。弊社のパイプラインネットワークの中には、新潟・仙台間のパイプラインと、福島県の相馬LNG基地を起点とした宮城県岩沼市に向けた相馬・岩沼間パイプラインがあり、これらが岩沼バルブステーションでT字上に合流している。つまり、日本海エル・エヌ・ジーが新潟県から仙台方面に向けて送出するガスと、弊社が相馬LNG基地から送出するガスが、岩沼バルブステーションで合流するということになる。この時、日本海エル・エヌ・ジーから送出されるガスは、LPGによる熱量調整は行われていないが、複数の液種を基地内のラインにて混合させ、弊社の特定導管に払い出される際には、安定的に一定の熱量範囲に収まるように調整されている。一方、相馬LNG基地はタンクの基数が少ないという事情もあり、その時の在庫のLNGの液種次第では、相馬LNG基地より送出する弊社のガスの熱量が、日本海エル・エヌ・ジーが送出する新潟仙台ラインを通るガスの熱量と大きく乖離する可能性がある。仮にそれらがそのまま合流した場合、合流地点のガスの性状が急激に変化する恐れがある。つまり、いわゆる界面と称されているが、言葉を変えると、熱量が均一に混じらずに、ただらになって流れていく現象が生じる。そうすると、下流の需要家側では、短時間に熱量が振幅する現象が起こり得るため、何らかの支障を生じるのではないかと懸念している。こういった事情もあり、相馬LNG基地では、LPG熱調設備を設置し、必要に応じて増熱調整を実施している。

基地間連結の観点から、未熱調ガス同士の合流混合の可否を検討する場合には、こうした熱量変動現象についても、需要家に受け入れていただくことが必要ではないか。

- 日本の場合、様々な国からLNGを輸入しているため、輸入されるLNGによってバンドが非常に異なる場合がある。そのため、もし熱量バンド制を導入するのであれば、機器の効率がきちんと出るような熱量幅とする必要がある。
- 熱量バンド制を導入した場合、家庭用ガス機器について影響が見込まれる例として挙げられているが、海外調査の際、熱量バンド制と海外で使用されているガス機器との関係についても、是非調査してほしい。
- 熱量バンド制に批判的な意見が多いように聞こえたが、一方で、例えば真岡の神戸製鋼の発電所あるいはLNG火力発電ではなく都市ガス火力発電になっており、国民経済的に無駄が生じていることは間違いない。熱調を行う必要がない装置に対

して熱調が行われることにより、国民経済的にどの程度損失が出ているのか、という視点からの調査もしてほしい。

- 私は是非熱量バンド制への移行を進めるべきと考えており、今回の調査に期待。LNG基地は損傷を受けていないけれども、熱調設備が損傷を受けた結果として供給支障が生じたことはなかったのかについても調査いただきたい。勿論、供給支障が発生していればニュースになるわけで、当然そのようなことは発生していないと理解。しかし例えばそういうことのためにバックアップ施設がLNG側で大量に必要なとか、基地側で必要になるのであれば膨大なコストになる。安定供給という観点からみても、このような無駄なことを本当に続ける価値があるのかぜひ考えてほしい。